

平成25年5月8日

各 位

本 社 所 在 地 栃木県足利市南大町443番地  
会 社 名 株式会社 タ ツ ミ  
代表者の役職氏名 取締役社長 山 本 千 秋  
コ ー ド 番 号 7 2 6 8  
問 合 わ せ 先 業 務 部 長 長 島 正 典  
T E L ( 0 2 8 4 ) 7 1 - 3 1 3 1

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月8日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年6月19日開催予定の第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- ①当社の事業の多角化と今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。(現行定款第2条の変更)
- ②補欠監査役の選任に関して、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えるため、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。(現行定款第30条及び第31条の変更)

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成25年6月19日(水)
定款変更の効力発生日	平成25年6月19日(水)

以上

# 別紙

(変更箇所は下線の部分です)

現 行	変 更 案
<p>第2条 (目 的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 自動車部品の製造及び販売</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2. <u>前号</u>に附帯する一切の業務</p>	<p>第2条 (目 的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 自動車部品の製造及び販売</p> <p>2. <u>自動車部品製造用機械設備、器具及び工具の製造及び販売</u></p> <p>3. <u>前各号</u>に附帯する一切の業務</p>
<p>第30条 (監査役の選任)</p> <p>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第31条 (監査役の任期)</p> <p>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第30条 (監査役の選任)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>3. <u>当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p> <p>第31条 (監査役の任期)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役および第30条第3項により選任された補欠監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>